

壱岐市立学校ホームページの作成・運用に関するガイドライン

壱岐市教育委員会

1 趣旨

本ガイドラインは、壱岐市立学校ホームページを公開するにあたり、適正な管理運営に必要な事項を定めるものとする。

2 ホームページ開設の目的

- (1) 市内各学校の情報を保護者や市民等に公開することで、壱岐市の教育に対する理解を深める。
- (2) 市内各学校の公開情報を統一することで、壱岐市における教育の全体像を把握しやすくするとともに、個人情報保護する。

3 ホームページの管理責任及び承認

- (1) ホームページ管理責任者は校長とする。
- (2) 校長は、作成及び更新者の報告する内容を精査し、壱岐市教育委員会学校教育課長へ承認申請を行う。
- (3) 壱岐市教育委員会学校教育課長は、申請内容を確認し、公開の承認を行う。

4 ホームページに掲載する内容

- (1) 著作権や商標権等の知的財産、肖像権や個人情報の保護について徹底すること。
- (2) 掲載する内容
 - ・学校の概要（学校の教育目標、学校経営方針）
 - ・学力向上に関する事項（学力向上プラン等）
 - ・学校いじめ防止基本方針
 - ・学校の住所、連絡先
- (3) 掲載しない内容
 - ・教育上不適切なもの
 - ・特定の個人に不利益をもたらすもの
 - ・児童生徒及び教職員のプライバシーを侵害する恐れのあるもの（個人が特定できる顔写真等や個人情報が流出するような情報）
 - ・著作権・商標権等の知的財産を侵害する恐れのあるもの
 - ・学校のメールアドレス
 - ・その他、学校ホームページとしてふさわしくないと判断したもの

5 ガイドラインの公表

本ガイドラインは、壱岐市のホームページ上に公開する。

附則 このガイドラインは、令和6年11月1日から施行する。